専有部分修繕工事承認手続取扱基準

第１条　専有部分の修繕工事をしようとする者は、「ファミリートーク新北島専有部分修繕工事 仕様書・申請書」（以下、「仕様書」という）に従って、理事長に規約第２７条の２第１項の申請をするものとする。

第２条　前条の申請に対し、理事長は、副理事長（１名）及び施設担当理事（１名）と協議を行い、「仕様書」に適合していることが確認できた場合には、規約第２７条の２第３項の規定にかかわらず、理事会の決議を経ずに承認することができる。

２，前項の協議の結果、理事長は申請者に申請の変更を求めたり、条件を付して承認することができる。

第３条　前条の処分を行った場合には、理事長は、その後の最初の理事会において、その旨を報告の上、追認を受けなければならない。この追認は、規約第２７条の２第３項に規定する理事会の決議とみなす。

付　則　この取扱基準は、平成１２年５月２２日に公布し、同日施行する。